

内部統制制度の導入について

1 趣旨

地方自治法（以下「法」という。）の一部改正により、令和2年4月1日から、地方公共団体における内部統制制度が導入されます。これについて、その概要と本市の取組等について報告します。

2 制度の概要

- 令和2年4月から、都道府県知事及び指定都市の市長は、事務の適正な執行を確保するため内部統制に関する方針を策定し、必要な体制を整備することとされました。（法第150条第1項関連）
- 令和3年度から毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して、議会に提出し公表することとされました。（法第150条第4項、第5項、第6項、第8項関連）



<地方公共団体における内部統制>

「住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること」

※ 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「ガイドライン」という。）抜粋

3 取組事項

(1) 内部統制に関する方針の策定・公表

内部統制についての組織的な取組の方向性を示した方針を国のガイドラインに基づき策定し、令和2年3月に本市ホームページに掲載します。

なお、方針には、内部統制の目的、対象とする事務（※）等必要項目を記載します。

※ 法に基づき取組が必須である「財務に関する事務」を対象とします。

(2) 内部統制体制の整備

ア 推進体制

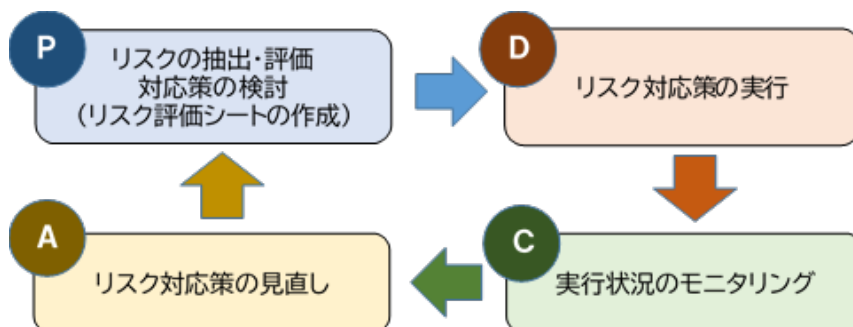
内部統制の整備・運用の実務上の責任者として、副市長を総括内部統制責任者、区局長を区局内部統制責任者とし、内部統制を全庁的に推進します。また、コンプライアンス委員会等を活用して、内部統制に関する組織横断的な議論や意識共有を行います。

なお、コンプライアンス推進室が制度を所管し、制度検討を行い、関係部署と連携して内部統制体制の整備・運用を全庁的に推進する役割を担います。

イ リスク対応策の整備

各職場において、上司・部下職員との対話を通じて「財務に関する事務」に係る業務上のリスクを明らかにし、重要性を評価します。その後、優先順位をつけながらリスクの原因や対応策を検討し実行します。さらに実行状況をモニタリングし、必要な見直しを図ります。

このようなPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、組織的にリスクと向き合い、リスクが発生する前に必要な対策を講じるマネジメント体制を整備していきます。

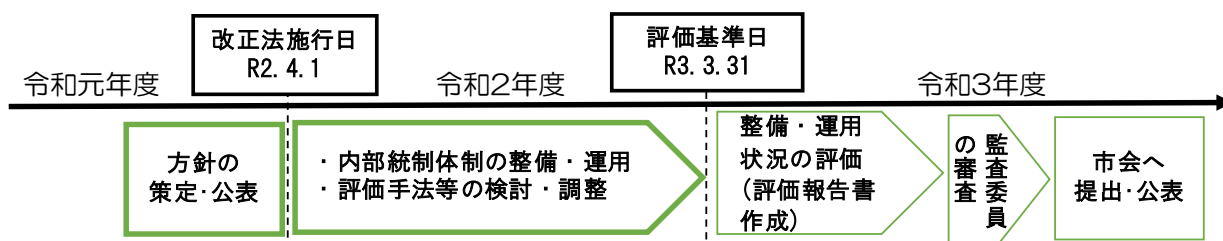


(3) 評価手法等の検討

令和3年度に、評価基準日（令和3年3月31日）における「財務に関する事務」の内部統制の整備・運用状況について有効性を評価し、最初の内部統制評価報告書を作成します。その後、監査委員の審査意見を付して市会に提出します。

これに向けて、今後、国のガイドライン等を参考に、具体的な評価手法、評価基準、報告書の記載内容等について、監査委員の皆様からも御意見をいただきながら検討を進めていきます。

4 今後のスケジュール



横浜市内部統制基本方針（案）

市民の皆様の暮らしをお支えする行政サービスを、将来にわたり安定的、持続的かつ効果的に提供していくため、横浜市は内部統制を推進します。

リスクを評価し対応策を講じることによって、業務の効率化を進め、適正な事務執行を確保します。そして、限られた経営資源の下、複雑・多様化する課題に的確に対応し、市民の皆様から信頼される行政を推進していきます。

横浜市における内部統制に関する方針を、地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、次のとおり定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務に関わる法令等の遵守

前例に頼らず、業務に関わる法令等を確認・遵守し、適正な事務執行を確保します。また、これらの点検・見直し等に取り組むことで、市民・社会の要請に応えます。

(2) 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織として滞りなく業務を進めることができるよう、業務手順の明確化等により有効な統制を整備し、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(3) 財務報告の信頼性の確保

財務に関する情報を正当な手続に基づいて適切に作成及び保存し、正確な情報に基づいた財務報告を公表することで、信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用、処分を正当な手続に基づいて行うなど適正に管理することで、資産を保全します。

2 内部統制の対象事務

法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務とします。

3 内部統制推進体制

総括コンプライアンス責任者を内部統制の総括的な実務責任者とし、全庁的に内部統制体制の整備及び運用を推進します。

4 監査委員との連携

監査委員と情報共有や意見交換等を行い、効果的な内部統制体制の整備及び運用につなげます。

5 評価報告書の作成及び公表

毎会計年度、対象事務について整備状況及び運用状況を評価し、内部統制評価報告書を公表します。

令和2年 月 日

横浜市長 林 文子

○地方自治法（抜粋）

第百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

※ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）による改正後の地方自治法

※ 施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日